

令和6年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和6年10月11日
神奈川県人事委員会
委員長 小池 治

本日、神奈川県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

はじめに、職員の皆さんが、日々全力で職務を遂行されていることに心から敬意を表します。新型コロナウイルス感染症への対応は落ち着いてきたものの、地球温暖化による環境変動や人口減少社会への対応など、行政に対するニーズはますます複雑・高度化しています。職員の皆さんには、引き続き、全体の奉仕者としての使命感と高い規範意識を持ち、県民の福祉の向上に向けて全力を尽くし、県民の信頼と期待に応えてくださるよう望みます。

本委員会では、人事委員会勧告制度に基づき、職員と県内の民間企業の従業員の給与等の実態を調査、比較し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給については、民間が職員を上回ったことから、給料表及び地域手当の支給割合を引き上げることが適当と判断しました。また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、年間4.60月分に引き上げることが適当と判断しました。

さらに、給与カーブの見直しに係る地域手当の支給割合や、時代環境に即した公務員人事管理とするための給与制度のアップデートについて報告及び勧告を行いました。

このほか、公務運営に関しては、優秀な人材を確保するため採用試験に新方式を導入したことや、女性職員の管理職への登用、障がい者雇用の推進、男性職員の育児休業の取得促進といった職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組など、職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備等について、現状の課題や今後の方向性等に関する報告を行いました。

職員が日々成長し、誇りと自信を持ってその能力を十分に発揮するためには、職員一人ひとりが互いに尊重し合い、仕事と生活が両立できる働きやすい職場にしていくことが重要です。全ての職員が協力し、理想の職場づくりに取り組まれることを望みます。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解の上で、勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、全職員が公共の利益のためにそれぞれの職務に精励していることに深い御理解をいただくとともに、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度に基づいて職員の適切な給与や勤務条件の確保が図られていることについても、御理解をいただきますようお願いいたします。